

市民厚生常任委員会（9月25日）

開会（8：56）

○青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会及び予算決算審査特別委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は7件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立病院、こども未来部、市民部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

今回から予算決算特別委員会というのがありまして、それについては分科会では決をとらないという形になります。御承知おきのほどをよろしくお願いいたします。

市立病院所管の議案の審査に入る。

認第27号「平成28年度焼津市病院事業会計決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 じゃ、伺います。まず、7ページです。

7ページで、開始時とその後の繰り入れによって自己資本金合計は幾らですという御説明をいただいたんですが、開始時が幾らで、その後幾らだったかということと、その後の繰り入れの数字を教えてください。それが1つ。

それから、もう一つは、事業報告書の9ページのほうになりますけれども、年間延べ患者数ですとか病床利用率等がやはり減になっていますけれども、それをどのように評価されているのか、御説明いただければと思います。

○村田経理課長 貸借対照表の資本の部の自己資本金のところですが、開始時の金額ですが、1億4,652万8,067円であります。その後の差額が一般会計からの出資金の分となります。

○青島委員長 もう一点、利用率。

○太田病院事業管理者 ただいまの質問、患者数と、あと病床稼働率、これが適正か否かというお話ですよね。患者数は延べ患者数でありまして、実は在院日数とも関係してまいります。在院日数が長くなりますと延べ患者数はふえて、短くなってくると減っていくということでもあります。当院の在院日数は、今、ほぼ適正と考えておりまして、患者数もそれに伴って移るものですので、妥当ではないかと考えています。

それから、あと、病床稼働率なんですが、これは近隣の病院と比較いたしますと、当院はよいほうに属しております。ですから、実際には例えば土日なんかもありますので、土日に患者さんが退院すると、それだけで7分の1稼働率が落ちることになりますが、そういったことも考えて、今90%弱という数字はよそよりもまさっているし、ほぼ適正ですが、将来的には90%前後を目指してやっていきたいというふうに考えております。

○村松副委員長 それじゃ、お尋ねします。

27ページ、収益のところなんですけれども、保育所収益の481万709円、私、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけれども、ここ、定員数と、それと、いわゆる年齢層による在園児がもしわかれば教えてください。

それと、31ページの費用のところなんですけれども、手数料の1,463万2,328円、この中にクレジットカードの手数料というのが入っているというふうな御説明でしたけれども、これは大体どのくらいの件数、金額、それと、対前年に比べて伸びているのかどうなのかというのを教えてください。

それと、32ページの医業外費用、看護師養成費、医師養成費、保育所運営費、こういうところなんですけれども、看護師さんのいわゆる奨学金の返還免除、これがふえれば看護学校に在学した学生さんがうちの病院に来ているということだもんですから大変ありがたいことなんですけど、これがどのくらいの人数なのか、もし内訳がわかればお願いをします。お医者さんは1人だということで、わかりました。

それと、あと、保育所の運営費なんですけど、いわゆる保育士の免許を持っている方が何名いて、ほかに何名いるのか、この辺の内訳もしわかれば教えてください。

以上です。

- 寺田医事課長 村松委員の御質問の中のクレジットカードの手数料のところについて御説明させていただきます。

申しわけありません。件数は持ち合わせておりませんが、クレジットカードに関しましては、三菱UFJニコスとJCBの2つがございまして、三菱UFJニコスのほうは、28年度につきましては、手数料のお支払いした合計が107万2,948円ということになっております。前年はどうかといいますと96万1,044円で、若干ふえているというような状況です。

JCBに関しましては、今年度は33万404円、前年につきましては33万9,011円という金額の支払いの合計となっております。

なお、クレジット手数料につきましては、0.6%の手数料ということになっております。

以上となります。

- 清水病院総務課長 まず、保育児童の人数なんですけれども、基本的に定員が33人となっております。平成28年度も月によって若干変動しているんですけども、大体定員ほぼいっばいの状態で推移をしているということで、基本的に3歳以下の幼児が対象になっております。それ以上の方は臨時でお預かりする場合はありますけれども、基本的にずっと在籍はしておりませんので、一応3歳以下の幼児が対象になっております。

あと、保育士の人数なんですけれども、昨年最終的な段階では、年度末の段階では職員が全部で13人なんですけれども、そのうち保育士が12人います。ただ、フルタイムの方とパートタイムの方と勤務形態がいろいろございますけれども、末の段階では全員で13人、うち保育士が12人で、それ以外の方が、助手的な仕事をしている者が1名という形になっております。

あとは、看護学生のほうの貸し付けの関係なんですけれども、昨年、平成28年度ですけれども、新規採用を年度で26人採用しているんですけど、うち新卒で、学校を出て採用した方が22人で、そのうちこの貸し付けを利用している方が18人という形になっております。ですから、新規採用のうち、かなりの部分で貸し付けをされている方を採用しているという状況になっております。

以上です。

○村松副委員長 ありがとうございます。

院内保育所の33人、未満児というのはいわゆる、普通で言うところの小規模保育所のレベルだと思いますけれども、これについては病院独自の運営なんですよ、お尋ねします。

○清水病院総務課長 いわゆる認可保育園ではなくて、無認可という言葉は余りよくないんですけれども、認可外の保育所ということでやっております。ただ、一応児童福祉法の適用がございまして、保育士の人数とかはそれに倣った形で配置をしております。

○村松副委員長 了解しました。ありがとうございます。

○齋藤委員 26ページの医業相談収益の中で、人間ドックの収益の収入が0.5%ですか、伸びているということで説明があったわけなんですけど、この関係についても特別な募集方法にはどんな関係をやったのか、その辺をお聞きしたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○村田経理課長 先ほど医業相談収益全体としましては、前年度と比較しまして0.48%ほどふえているという状況は確かにございます。ただ、人間ドックにつきましては、前年度と比較しますと、金額ベースで106万4,167円の減、率では2.52%の減という状況もございます。

○齋藤委員 人間ドックをお願いするに当たりまして、何か特別な啓蒙というか、そういうあれはやっていないのか。

○寺田医事課長 特別な啓蒙啓発はやっていませんかということなんですけど、人間ドックに関しては、ホームページとかその辺で案内を差し上げております。今現在は、企業へ直接に行って、要は啓蒙ということはやっておりませんが、皆さんが見ただけのホームページ上で啓蒙活動、あと、「広報やいづ」等を通じまして啓蒙を行っているところでございます。

以上でございます。

○松本委員 大まかな収支を見ますと、医業収益、医業費用、これだけでやりますと6億8,002万円ぐらいの赤字を出しているわけね。ただ、すごくこういう話を企業会計に言っただけは申しわけないんですが、大まかに言うと、そのうち非常に多いのは減価償却費、資産減耗費、これが多いわけですね。

これは、実際にはお金は出ていかないと、減価償却をする。これが今度新しい病院をつくったという、どういうスタンスでやるのか、定額でやるのか知りませんが、うんとふえていくわけで、それをいかにして回収していくかというのは非常に難しい問題だと思うんですよ。

出張診療医療報酬というのは、どこかへ先生に来てもらって診療してもらったお金が3億4,000万円ぐらいあるわけですね。これから新しい病院にしていくのに一番難しい問題、医師の確保が非常に難しい問題になるかと思えます。

ということは、病院管理者のほうから先ほど秋山委員に対する答弁の中で、今の状態、病院の状態だったら、ここの業務状況、これは妥当であろうというようなこととお話しいただきましたもんですから、これから新しい病院にしていくにはそれなりの、またこれをふやしていかないといけない。そんなようなところの考え方といいますか、業務というんですか、そこを教えてください。

○太田病院事業管理者 新病院を建築するとなりますと、大幅に減価償却が積み上がってくる。なおかつ、これは市が面倒を見るからいいよと言っているわけにはいきませんで、これは、国、県に新病院の申請をするときには、しっかりした業務見通しを出さなければいけないということになっています。

今考えておりますのは、病気もない人を入院させるわけにはいかないんですけども、患者1人当たりの診療単価が近隣の例えば藤枝、島田に比べて2割近く劣っている。実際、じゃ、医療内容が違うかという、実は余り変わっていないんですね。非常に細かいいろんな努力の積み重ねがまだ足りていないということで、これは改善の余地があるということ。

ただ、それをやったとしても、診療報酬というものは国で決められておりまして、国は基本的に医療費を抑えたいという意識がありますので、余り大きな飛躍的に伸びるといことは考えにくいとなりますと、今度は、先ほど話が出ておりました人間ドックだとか検診だとか、そういったものに注力していく必要があるのではないかと考えています。

現在、先ほど質問にありました人間ドックの状況というものは、今後さらにどんどんふやすべきものと考えておりまして、これは病気の治療ではなくて、病気を予防するんだということで、これは市の方針とも全く合致することですので、これを進めていきたい、そのための体制を整えたいというふうに考えております。

今、じゃ、どこまで実際にできているんだと言われるとちょっとつらいところなんです、一步一步進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○杉田委員 自家用発電機の話があったんですけど、災害なんかのこともすごく心配になるんですけど、今、自家用発電機というのはどのくらいの容量を持っていて、病院が1日停電なんかしたときにどのくらいの容量が必要になるのか、その辺と、今後の形についてどんなふうに思っているのか、お聞きします。

○太田病院事業管理者 自家発電なんです、まず、病院の全ての電気を災害時に賄うのではなくて、重要性の高いものを最低3日間は維持しましょうということでやっています。それを補う意味で、今度は小さな自家発電装置があるんですけど、後ほど御返事させていただきますが、私の記憶ではたしか六十数台ありまして、病院中に配置して、それを回そうということになっています。

ただ、実際にはこれで十分と考えておるわけではありませんで、今後、新病院などの設計に当たって、さらに充実した体制をとりたいた。

詳細につきましては、経理課のほうから御案内を差し上げます。

○村田経理課長 今現在、自家用の発電機なんです、3台でございます。

うちの病院、1,500キロワットという病院での受け入れ状態の中で、一応この3台で67%から70%あたりを確保するというような形での対応でございます。日数的なものについては、3日間ほどの対応でございます。

○青島委員長 3台合わせて1,500キロワットくらいのところのうちの60か67%をカバーするという容量を持っていますと。

○村田経理課長 期間的には3日間ほどと。

○秋山委員 先ほど人間ドックのお話をされたので、もし調査されているのであればと思うんですけども、国保のほうの資料に、焼津市で短期人間ドック・脳ドックを受けた人の数が、人間ドックでいうと891人いるんですね。それで、そのうち市立病院が384人、市立病院以外が507人。脳ドックでいいますと、合計284人が受けているんですけど、そのうち市立病院が44人で、市立病院以外が240人という数字が出ています。

合計しますと、短期人間ドック・脳ドック、合計1,175人受けているうち、市立病院が428人、市立病院以外が747人という数字がありまして、これは主要施策概要報告書の69ページにそういうものがあるんですけども、人間ドックをこれからふやしていくということの中で、調査といいますか、原因といいますか、やはりこの数字がなるべく逆転したほうがいいのかという方向なのかなと思うんですけど、何かお考えがあれば教えてください。

○太田病院事業管理者 実はこれ、全て試算いたしました。きょうはその数字を持ってきませんでしたので、また後ほど御報告させてもらいたと思います。今、焼津市内で人間ドックを受けている数そのものが、本来あるべき数字よりもはるかに低い数字しか受けていない。なおかつ、その一部分しか当院に来ていないということがございます。

ですから、新病院の建築に当たりましては、今ある人間ドックの患者さんを当院でとるということではなくて、さらに焼津市民全体に人間ドックの重要性、いろんな検診の重要性を訴えまして、これを取り込みたいというふうに考えております。

ちょっと雑駁なお話ですが、御報告させていただきます。

○青島委員長 先ほど村松副委員長から質問の中にありました院内保育の件ですけども、よその情報によりますと、病院内だけでなく、近隣のところも入れた形で運営しているところの話も聞いたことがあるんですけども、先ほどの中で12名の保育士がいてという状況になると、かなりの条件を満たしているような状況で、今後の新病院建設も含めて、構想としてというか、近隣も含めた中でというようなことを考えられるかどうか、聞かせてください。

○清水病院総務課長 院内の保育所ですけども、そもそもの設立の目的というのが、医師と看護師の確保ですよ。それで、当然そういった中で、子どもさんもいらっしゃる方もそうですし、その後、子育てになったときに、やっぱりうちの病院に長く勤めていただきたいということで離職を防止するという、そういった目的で保育所を設置しているものですから、今のところ、職員以外に対応するという事は考えておりませんし、新病院の中でそこまでの計画はまだ具体化はしておりませんが、基本線としまして、職員のための保育をやるということで考えております。

人数のほうは全部で13人ということで、先ほど申し上げたんですけど、全員フルタイムでもないものですから、今基本的には定員33人の中で、人数的に一応必要な分だけは確保しておりますけど、なかなか余裕のある状態でもないものですから、一応そういったこととさせていただきます。

以上です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第27号「平成28年度焼津市病院事業会計決算認定について」は全会一致、

認定すべきものと決定

○青島委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。

閉会（10：21）

開会（11：54）

○青島委員長 会議を再開する。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、こども未来部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、こども未来部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

閉会（11：57）

開会（14：04）

○青島委員長 会議を再開する。

市民部所管の議案の審査に入る。

認第19号「平成28年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○齋藤委員 319ページの一般被保険者の延滞金の関係、これは何件で何人ぐらいいるのかちょっと教えてください。

○櫛田納税促進課長 延滞金の件数なんですけれども、申しわけございません。今データを持ち合わせておりませんので、またわかったところで再度提示させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○松本委員 これはこれで合っているかどうかわからないんですが、短期の人間ドック、脳ドックへ1,175人、これは主要施策のほうで69ページに載っています数字、これに331ページの人間ドック費、脳ドックも入れたら1,175人で割ってみると、1人2万5,000円ぐらいの補助を出している計算で合っているかどうか知りませんが、先ほど市立病院の審査がありました。これから病院のほうは、新しい病院になったらなるだけこういうドックみたいなものを進めていって医療費収入を確保したいというようなことを言ってい

ますけれども、今、国保のほうとしては、こういうドックの推進というのをこれからどういうふうに市立病院と提携して進めていくというんですか、件数をふやしていく、何かそういう方法というのか、そういう施策を病院との間で話し合っているのかどうか教えてください。

- 橋ヶ谷保険年金課長 松本委員の御質問ですけれども、具体的には、焼津市のほうで人間ドックに対しては2万6,500円の補助をさせていただいて、脳ドックにつきましては2万700円の補助をさせていただいております。

市立病院との連携ですけれども、実際に市立病院のドックにつきましては、やはり実際の受診をした件数の、平成28年度につきましては1,175件のうちドックについては384件、おおむね4割、いっていませんけど、3割以上の方が市立病院のほうのドックを受診しております。今言ったのは、済みません、人間ドックと脳ドック合わせた合計ですけれども、おおむね3割から4割ぐらいの受診をさせていただいております。

考え方としましては、やはり皆さん、健康についての意識が大分高くなっておりますので、そういったところをできるだけ健診、ドックのほうを受診していただくように、そういったところで今後どうすれば受診しやすい環境にできるかということも含めて、今後ちょっと受診率を上げていければと考えておりますので。

以上でございます。

- 松本委員 なかなか難しいと思うんですよね、PRというのは。ただ、先ほど言いましたように、午前中にやった市立病院のほうは、医療費の収入を上げていきたいためにはやっぱり今までのただ診療だけじゃだめだと。じゃ、ドックを推奨していくかということになるので。市立病院以外ということ、別にして、全体的に国保のほうではこれで見ると1,175人、今補助しているというか、出しているわけですよね。だから、病院ともタイアップしてドックをやってくれ、ドックをやってくれという、そういうことを推奨していくと、やっぱりこれもかかってくると、金も。国保の負担がかかっても逆に医療として使わなければいいことなものだから、そこら辺を十分タイアップして、こういうものを使って医療費を使わないようにという方策を進めていったらどうかと思います。

以上です。

- 杉田委員 310ページの1款1項1目の医療給付費のところなんですけれども、収入済額が21億2,100万円とあって、その前の調定額とあるんですけど、この調定額との比率で、これは主要概要のほうで67ページのところに書いてあって、最初のところ、一番上の行だと思うんですけど、本年度分91.43%、これでいいんですよね。ちょっと自分の聞き間違いかどうかわからないんですけど、一般質問で深田議員の質問に対して市長答弁が91.2%って何か答弁があったように思ったもので、これでいいですか。

- 橋ヶ谷保険年金課長 杉田委員の御質問でございますけれども、私が今ちょっとお伝えした収納率は、済みません、還付未済額というのがありまして、具体的にはいわゆる収納させていただいたんですけれども、例えば資格をさかのぼって抜けたとかなんとかかって、要は保険料を還付しなきゃいけない部分がありまして、私が先ほど収納率で説明させていただいた率は、実際に還付はしなきゃいけないんですけど、その分、収納したものですから、還付未済額をちょっと含んだ率で先ほど説明をさせていただいて、具体的にいきますと、還付未済、仮にもうそれを返却したよ、返済したよといった場合につきま

しては、率としては現年分が91.21%、滞納繰り越し分が19.86%となります。

○杉田委員 了解しました。

○池ヶ谷市民部長 一般質問の答弁のほうの話なんですけれども、国保改革の関係での御質問だったと思います。あれは対象になる収納率が、ここで言うと、ここには67ページにはちょっと出ていませんで、一般被保険者の合計の、今課長が言いましたけれども、収入済の中の還付未済をのぞいた収納率だものですから、市長答弁は平成28年度91.02ということと言わせてもらったと思います。いろんな数字があるものですから非常にわかりにくいんですけれども、国保改革のほうの対象になるのが一般被保険者の現年分の合計の収入済中、還付未済分を除いた収納率という形になります。

○杉田委員 わかりました。またちょっと教えてもらいたいことは後で聞きます。

次に、316ページなんですけれども、ちょっとこれ、自分の記憶がわからないもので、9款1項1目一般会計繰入金のところ、補正予算額マイナスがあるんですけれども、これ、補正予算が出て議決をされた金額だったんですけど。

○橋ヶ谷保険年金課長 済みません、今杉田委員の御質問ですけれども、11月の補正で、こちらについては主に保険年金課の国保事業にかかわる職員の人件費が主ですけれども、そちらのほうを、人件費等含めて事務費のほうを一般会計のほうからこちらのほうへ年度当初、繰り入れのほうを予定していたんですけれども、実際に職員体制とかそういったのが整ってある程度金額が確定したものですから、その分について不用なものを減額させていただいたものでございます。

○杉田委員 わかりました。その後の1項1目1節から5節のあれは調定額と使用済額の変化が何もないもので、これは最初からこういうふうになっていたのかなと思ったけど、これはあくまでも今言った11月の補正予算を組んだ後のやつで変わらなかったよということでもいいのかな。

○橋ヶ谷保険年金課長 杉田委員の御質問で御指摘のとおり、当初予算に対して途中で補正予算を組ませていただいて、最終的には今回、決算という形で整理をさせていただいておりますので、この分については、もちろんこの決算のいわゆる当初予算が途中で金額が変わっていますので、それに対して今回執行をさせていただいたということでございます。

○杉田委員 済みません。次の9款2項1目、基金の繰入金なんですけれども、ここのところも補正予算のところ、これだけ使われないよという、そういうこと、これ、11月の定例会の中でやったんですよね。そうすると、この最初の目標というか、そういうものというのが何かかなり大きいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 杉田委員の御質問ですけれども、当初予算に対して11月に補正をさせていただいて、今御指摘の基金につきましては、11月の時点で2億4,500万円程度マイナスの補正をさせていただいております。最終的に今回決算に当たっては、残りの基金の5,200万円の部分につきましては取り崩しをさせていただいたということでございます。

○杉田委員 ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、ごめんなさい。これ、何が使われないというふうになったんですかね。

○橋ヶ谷保険年金課長 済みません、杉田委員の御質問ですけれども、今回、9月補正で



前年の繰越金のほうもこの後御説明をさせていただくこととなりますけれども、こちらの今、基金を含めて年度途中で減額をさせていただいたのは、いわゆる平成28年度決算ですので、平成27年度の繰越金が3億円以上ありましたので、その分を補正で繰り越し処理をさせていただいたというところで御理解をいただければと思いますけれども。

○杉田委員 また後で聞きます。済みません。

324ページの今度、歳出のほうなんですけれども、この前、9款2項1目のところで、何かC型肝炎の薬価が大幅に下がったことによってということを先日確認させていただいたんですけど、平成27年度決算から平成28年度の予算を立てるときの医療費の伸びと、いうのをどれくらい見込んだんですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 杉田委員の御質問ですけれども、平成27年度までは毎年1人当たりの医療費が伸びている状況でございましたので、平成28年度の当初ではそういった過去の伸びの分を見させていただいて、具体的には前年度よりも医療費が2.65%、また平成28年度は伸びるんじゃないかということで、当初予算のほうは予算措置をさせていただきました。ただ、結果としては、今杉田委員が御指摘のとおり、いわゆる薬価改定が主なところですが、そちらのほうの影響で、実はこちらの焼津市だけでなく全国的にも大幅に医療費が減ってしまっていて、全国的には新聞等では前年度と比べて4.4%ほど医療費が下がっています。同じく焼津市でも下がりまして、結果的には4.05%下がったというところで、大分繰り越し、いわゆる歳入歳出の差額が今回7億円ぐらいありましたけれども、そういったところが結果となったというところでございます。

○杉田委員 結局、焼津市も4.05%薬価が下がったと。それは平成27年度決算が終わったときにはまだわからなかったよということなんだよね、結局。そうなんだよね。通常だったら大体103%ぐらい、そのぐらいの伸びを何か見込むのかなんていうのをちょっと聞いたことがあったんだけど、それが見込んだんだけど、下がり方が余りにも大きいんだということですね。わかりました。

次に400ページのところで、その前のところ、一番最初のところにもありましたけれども、歳入と歳出の差額なんですけど、一番最初に説明、ありましたよね。そのところの7億1,119万7,291円、本当にこれは予想を立てるのは今難しいのかもしれないんだけど、これほどの何か見込み違いというのかな、黒字になっちゃった。これというのは何か見込み違いがちょっと大き過ぎないかと思うんですけど、どうですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 当初の見込みにつきましては伸びるということで予算を見込んだんですけれども、もちろん医療費につきましては、実際に年度としてはいわゆる一年度というのは3月から始まって2月までの医療費の分を予算措置しておりまして、2月分については大体2カ月おくれぐらいで大体こちらに数字が来ますので、2月分についてはおおむね4月ぐらいに数字が来るよと。そういう中で、こちらとしましても経過的にはそんなにふえていないという状況ではあったんですけども、例えば平成27年度、特に医療費が上がったというのは、高額医薬品が結構出たというところと、あと、インフルエンザなんかは平成27年度は結構出まして、それでやっぱりどうしてもふえましたので、こちらとしましても、やっぱり途中で減額するというのではなくて、やはりそういったところも想定しながら医療費を確保していきたいというふうに考えましたので、

途中でちょっとなかなか減らすということは難しい状況だということで御理解をいただければと思いますけれども。

○杉田委員 それに続いて、410ページに、基金のところ、2つ目のところに準備基金というのがあって、ここに2億6,286万6,144円というのがあるんですけども、これが基金が合計で今度幾らになるんですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 この後、9月補正の説明をさせていただきますけれども、こちらの9月補正を御承諾いただければ、最終的には9月補正後時点で基金残高は6億8,000万円程度となります。

○杉田委員 市長の答弁が約6億8,000万円ぐらいというふうに答弁されたかなとちょっとメモしておいたんですけど、そうすると、やっぱりすごく見込み違いでという言い方はちょっと言葉が悪いかもしれないけど、これほど黒字になっちゃったと。そのときに今、国保の関係で滞納していたりなんかはかなりふえていると思うんですけども、そういう人の関係で、やっぱり3億円あれば1世帯1万円ぐらいの減額が可能なんじゃないかなとちょっと試算、自分の試算は甘いかもしれないけど、なるんじゃないかなと思うんですけども、このことにちょっと関連して、今の国保世帯、この前の答弁の中で平成28年度の中で2万1,108世帯、それで、被保険者数が3万5,166人、滞納世帯が2,335世帯、滞納率が11.06%、資格証明書発行が29世帯、資格証明書発行率が1.24%、短期保険が1,751で、あと、差し押さえ件数なんですけれども、692件と聞いています。

これが平成23年度と比べて、平成23年度、これは県のほうの国保の資料を見ると、差し押さえ件数104件、これに対して692件というふうに聞いています。藤枝がこれ、さらに多くてちょっとびっくりしたんですけど、平成28年度がこれ、こういう差し押さえ件数がふえてきているというところで、この被保険者1人当たりの所得をどのように見ているか。68万円幾らかというのをちょっと聞いてはいるんですけども、この金額というのは果たしてどういう所得水準というのか、所得金額がゼロから200万円ぐらいの人たち、その人たちが焼津の対象者、これに対して何%ぐらいの人たちが200万円以下の年収になっているかというのわかりますか。

○田島収納対策課長 申しわけございません。滞納者の所得に関する段階というのは今ここでわからないものですから、ただ、なかなか出てこないんですよ。滞納する理由というのいろいろありますものですから、個々に対応していると。それと、この前、市長答弁でありました692件というのがあったんですけども、差し押さえ件数です。これは平成23年は国民健康保険税が単独でそこに徴収担当部門があったんですよ。なものですから、基本的にはもうその104件というのは国保だけの滞納の人ですよ。国民健康保険税の課に徴収があったわけです、徴収部門が。他の税は分かっていたんですよ、平成23年当時は。2つの課で、国保は国保でやっぴやして、ほかの固定だとか住民税というのは納税促進でやっぴやしていたんですよ、差し押さえは。692件になったのは、結局はその中には、国保だけじゃなくてほかの税も含まれて一括してやっぴやしているものですから、国保とほかの税を含んで、国保に関連した滞納がある人を差し押さえたのが692件、104件というのは国保のみでの滞納で押さえた件数だものですから、若干比較の対象としてちょっと合わないんですけども、平成26年、納税促進課と収納対策課というところで国保も扱うようになったんですけど、それ以降は減収していることとなります。

○杉田委員 今、国保だけじゃないよと、ほかの税金も入っているよということなんですけど、じゃ、国保だけだったら幾ら、何件ぐらいだというのは統計はとっていないんですか。

○田島収納対策課長 国保だけで差し押さえをするというのはほとんど今やっていないですね。国保が滞納があるからといって、国保の滞納だけで、大体そういった方というのはいなくなっちゃった方が多いんですけれども、それで押さえるということはほとんどやらないので、ほかの税、一般的に言ったら個人市民税だとか固定資産税、大体、あと、これと国民健康保険税、大体滞納が多いのはこの3税なんですけれども、そちらをあわせてトータルで幾らぐらい滞納があるかというのを見て、それから滞納者の生活状況を鑑みて、それから差し押さえになるものですから、国保だけが幾らで、国保の滞納金額になるのか件数なのか人数なのかといろいろあるんですけれども、基本的に692件というのは国保がある人ですね。692人には全部国保の滞納はあります。ただ、金額の多寡がありますので、理由としてはちょっとわからないです。

○杉田委員 じゃ、ほとんどの人たちが国保を含むよというんだったら件数はそのまま、別に内容が変化しているということじゃなくて、要は差し押さえがふえたということになると思うんだけど、今国保、大体含んでいるよねと何か相づち、とっていたもので、だから、もしそれが違うのであれば、国保だけの人かどのくらい、何人なのか何件なのか、あるいは金額がどうなのかというのをもしわかるんだったら、後でわかったら教えてください。

先ほど言った1人当たりの所得を68万4,999円、所得ですよ。1人当たりの所得、年収で68万円、これってどういうふうに換算するのかなと思って、だから今、年収が200万円以下の人たちがこの焼津市内にはどのくらいいるかというのをちょっとお聞きしたんです。

○橋ヶ谷保険年金課長 まず、杉田委員の御質問ですけれども、平成28年度のまず200万円以下の割合ですけれども、具体的に言えば、世帯で言うと200万円以下の世帯が全体の77%ぐらいの方が200万円以下でございます。

以上です。

○杉田委員 年収が200万円以下の方が77%、約8割の人たちが200万円以下の所得で暮らさなきゃいけないという、そういう状態なんです。その中で段階はあるわけなんですけれども、国保税が決められている中で、この滞納が、今ちょっと国保だけだとどうだというのはわからないけれども、それはまた後で教えてもらいたいですけれども、そうなったときに、先ほど言ったように、やっぱりこれはこれだけの基金のほうに積み立てていくという、これだけ大きな金額、答弁で6億8,000万円、そういう基金があるんだったら全部それを、合計でこんなになっちゃうんだったら、やっぱりこのうち半分はちゃんと1世帯1万円、大体3億円あればできますよね、世帯数から言うと。そういうことは減額可能だと思うので、そういうふうにしてもらいたいです。

平成28年度の被保険者数3万5,166人、この200万円以下の人たちが今7割くらいあるもので、やっぱり今、社会保険や国民保険に入れない人だっているもので、入れないとか入らないという人もいるのかもしれないけれども、そういう人たちが社会保険、あるいは国民保険に入っていない、あるいは入らないという人たちが今大体14万人、焼

津の人口、ちょっと割っているのかもしれないけれども、そのうちの何人ぐらいが入らない、あるいは入れないというふうに勘定はできていますか。

○橋ヶ谷保険年金課長 杉田委員も御存じだと思うんですけども、まず、皆さん保険には必ず入っていただくという日本の制度になっております。もちろん会社勤めとか私たちがそうですけれども、そちらについては共済の保険とか会社の保険に入ると。それ以外の方は形上、こちらの国民健康保険に入っていただくことになっておりますので、実際、済みません、無保険の方が、じゃ、焼津市でどのぐらいいるかというところは、申しわけないんですけども、ちょっとこちらで把握するすべがないというか、そういった状況でございます。

○杉田委員 調べられないということ。

○橋ヶ谷保険年金課長 こちらの窓口に来ていただいて手続をとっていただければ、国民健康保険には加入はできるんですけども、ちょっとそういう手続をされない方、さらに会社等でも、今杉田委員が言われるように、例えば会社で働いているんだけども会社の保険に入っていないという方が、新聞等では少なからずいるということで、新聞記事は書いてありましたけれども、少しちょっとその辺の把握がこちらとすればできないということでございます。

○秋山委員 決算書の328ページからお願いしたいと思います。ここで滞納整理費が726万9,444円ということで、これ、徴収、嘱託員の方をお願いをして滞納整理ということでやっていると思うんですけども、これについては何か電話をかけるのか訪ねるのか、いろんなやり方をとっていると思うんですけども、何か徴収業務のマニュアルのようなものをつくっているのでしょうか。それを教えてください。

○田島収納対策課長 今御指摘、秋山委員の御質問でございますが、滞納、訪問徴収員というのが3人今、これは国保だけじゃないもので申しわけないんですけども、それ以外3人います。そのうち、1名さんを国保の会計からいただくとか。4人いて3人が国保。4人います、今。1名が国保だと思うんですけど、それで、電話というのはこのごろできないんですよ、なかなか。昼間の電話、特に年寄りさんなんかでいうと、振り込み詐欺と間違えられて通報されるとか、あと、夜間もできない。極端な催告を夜間やっちゃいけないということで、これはサラ金さんなんかもそうなんですけれども、基本的にはおじさんたち、ちょっとOBとか退職なされた方を雇いまして、訪問徴収という形で昼間回らせてはもらっているんですけども、そういう方法になります。

一応、国保会計分から嘱託員が1名と、あと臨時職員といいまして、調査と、訪問徴収しないで、中、内勤さんというんですけども、その方が1名、そちらが国保会計で支出しております。

○秋山委員 そうしますと、事務的なことをやる方が1人、それから、国保の徴収をする方が1人、2人で行っていらっしゃるの。

○田島収納対策課長 今、私、言ったんですけども、ほかの税も一遍合わせてやるものですから、国保だけやっているわけじゃないんですよ。収納対策課と納税促進課にいる職員というのは、臨時さんは。そのうちの1名が、1名分を国保の負担とさせていただいていると。本当は国保は国保だけやるかというところじゃないものですから、国保の各4人が同じような徴収、いるんですけども、ほかの税もあわせて1人の方で、国保

だけじゃなくてほかの税も滞納されている方がいらっしゃるものですから、一遍に行って訪問徴収をしてくると。調査なんかも一遍にやりますと。

○松本委員 質問しているのが、滞納整理費の七百二十幾万円ってあるでしょう、これと言っているんだよな。それは今言うように、両方やるけれども、この数字が載っているのは国保の分だけを載せてあるんでしょうということと言っているんだ。七百二十何万円というのは。

○田島収納対策課長 国保会計嘱託員1名と先ほど御説明しましたけれども、臨時職員1名ということで2名分ですね。それが国保会計分として負担をしていただいていると、4人で。

○秋山委員 徴収について徴収の昼間訪問とおっしゃいましたけど、いろいろやり方というのがあると思うんですけれども、何かマニュアルのようなものがあるのでしょうか。というのは、先日ちょっと未確認の部分もあるんですけれども、事前に打診というか予告というのがなくて、何か差し押さえみたいになってしまったという話も聞いたりのものですから、ステップを踏んで、例えばこういう状況になったら滞納整理機構のほうに回す物件であるとか、ルールがあると思うんですけれどもね。マニュアルというかルールというか、そういうものはどうなんですか。

○田島収納対策課長 今、委員の御質問でございますけれども、まず、先ほど申しました訪問徴収員さんは差し押さえとかそういう話は一切しないです。大体が納めてくださいよと、我々は催告書という言い方をしていますけれども、そういったものを置いてくるとか、会ってお話をさせてもらうという程度です。今、何も前ぶれなしに差し押さえをしましたということはまずあり得ません。これは例えば納税相談、我々、やります、滞納者に対して。これは国保だろうがほかの税だろうがみんな一緒です。そのときに、納税相談でお約束をさせていただきます。滞納がある方については分割納付ということでお話ししますが、それを守っていただけない場合については差し押さえ予告書というのを出示させていただいております。それでも返答がないとか、なかなか反応がない方につきましては調査の上差し押さえをします。まず、よく皆さんが封筒で来る郵便物を見ない方もかなりいらっしゃるものから、そういった方もそういった問い合わせがある場合もあります。

以上です。

○秋山委員 じゃ、次、伺います。

これは325ページですけれども、こちらの療養給付費、療養支給費、それぞれ一般被保険者とか退職被保険者等というので数字が、ここで見ますと4つ項目として上げられているんですけれども、それぞれの中身については特に説明の中にはなかったかと思うんですが、最後にこの中に整体とかはりとか補装具の給付も入っていますというお話だったんですが、この補装具というのは内容は具体的にどのようなものなんでしょうか。

○橋ヶ谷保険年金課長 補装具につきましては、例えば腰を痛めた方のコルセットとか、あと、例えばむち打ちをしたときの首のあれとか、あとは例えば足がちょっと不自由な方でも特別な治療用の靴をつくった、そういったものが基本的に補装具と言われるものでございます。

○秋山委員 以前、二、三年ぐらい前から市民から情報提供があったので、時々問い合わ

せをさせてもらったりはしていたことなんですけれども、ちょうど新聞にそういった治療用の補装具の給付について不正な、それは健康保険組合というんですか、健保組合のほうで不正が見受けられたということが告発記事のようにしてあったんですけれども、今おっしゃった給付種類、コルセットだとかこういうところとか、足のオーダーメイドした足とか、それは件数、金額等は一覧としてまとめたものというものはあるんでしょうか。このジャンルについては何件あって幾らというような。

- 橋ヶ谷保険年金課長 今、秋山委員がおっしゃるところにつきましては、実は朝日新聞等で記事がありまして、例えば首の治療のコルセットと称して実は安眠枕だったりとか、あと、足の治療の靴だと称して実はオーダーメイドの靴をつくっていたという記事があって、これは全国的にすごく問題になっていまして、何が原因かという、実はこちらのほうの手続としては、まず、形とするとそういったものというものはまず全額払っていただきます。その後いわゆる払った領収書と……。
- 村松副委員長 だから、質問は、そういうのがカテゴリーごとに分けてあるかどうかを聞いているんだから、そこだけでいいと思うよ。
- 橋ヶ谷保険年金課長 はい、済みません。今秋山委員がおっしゃったとおり、済みません。個々の申請のものはあるんですけれども、それを一覧にして集計したものはちょっと今のところ作成はしておりません。
- 秋山委員 そちらにも告発といいますか、情報提供をしてきた市民がいたと思うんですけれども、私のところにも何回かありまして、それで、今、ステップを御説明されたように、書類が整っていれば別にどこでチェックするとかそういうことがなく、書類がそろっていればもう自動的にオーケーですねということで給付されるというものなんです。実際には、つくったけれども、使ってみたら1日、2日、もう耐えられなかったということで、全く補装具として使い物にならなかったということも結構あるんだというようなことの情報提供の面もあったので、こうしてその金額は今は一覧にも特にされていないということなんですけれども、そういうふうにはほとんど使い物にならないような補装具に対して給付されているとすると、それはどこに問題があるかというそれはまだわからないんですけれども、指示したドクターの問題なのか、実際につくるところの工房の問題なのか、または、症状が非常に短期間に悪化してしまっ、そのときは合うと思っていたものがだめだったのかわからないんですけれども、少なくともそういう情報提供があったので、例えば補装具のうちの、私の場合は外反母趾のための靴に対して問題があるというふうな話だったんですけれども、その外反母趾の靴を実際につくられた方にその靴を給付で補装具としてつくって、それがどのくらい使ったかということを調べるだけでかなりのところがわかってくるんじゃないかなと思うんです。実際に使った方、つくった方が半年ぐらい、1年でもすごく快適に使用したと言えればその補装具に問題はなかったし、不正なく給付もされたということになるんですけれども、ちょっと幾つかの、こういうふうには駆け込んでくる人がいるという話だったので、一度それを調べてみていただくということをお願いできればと思います。もし私だったら、例えばアンケートはがき、往復はがきみたいなものでそういうところに発送して返事をいただく。それはそんなに手間なことではないですし、恐らく新聞に大きく全国的に出たことなので、厚労省とか会計検査院かわかりませんが、調査を進めてくると思うんで

すね。そういったときに地域ではこういう情報があるということを提供するという材料にもなるかと思うので、その辺、検討していただければと思います。このそれぞれの補装具の給付に関する種類、件数、金額については、もしそれでこの機会に一覧をつくってみようということであれば、また資料をいただければありがたいですけれども、どうでしょうか。

○橋ヶ谷保険年金課長 現在、ちょっと全国的な大きな問題になっておりまして、国とか県からもいろいろ通知等が今出ていますので、焼津市としましても県とか国、あとは近隣市とちょっと協議しながら適正な給付に努めていきたいと思います。

以上です。

○杉田委員 済みません。ちょっと一番最初に質問した国保税の収納率、平成28年度の収納率というのは幾らというふうに確認するといいいですかね。

○橋ヶ谷保険年金課長 最初に御説明させていただきましたけれども、主要施策概要報告書の67ページのほうの一覧に載っておりますその一番下段のところは収納率ということで御理解をいただきたいと思います。

○杉田委員 平成28年度が91.28。それで、これは新聞記事になった、一番最初に焼津市が国保、上げざるを得ないみたいなのがあったんですけども、91.28が収納率だとすると、県が方針のところで目標率としての91%ですよ、焼津市の場合。それをこれ、91.28%って、これ、クリアしているじゃないですか。これで何で上げなきゃならないということになるんですか。

○池ヶ谷市民部長 先ほど来の収納率の話ですけれども、まず、答弁のほうでお話をさせていただきましたのは、国保改革に伴う数字で運営方針の数字、目標率の、その話をさせていただきまして、あれは何を対象にしているかという、一般被保険者の現年分になるものですから、先ほどちょっとお話ししたんですけど、この中には出てこないんです。ちょっとこれだけだとわからない、計算をしないと出てこない数字です、91.02。それで、先ほど委員おっしゃいました平成27年度90.59%というメモがあるというお話だったんですけども、それは合っています。それは一般被保険者の現年分だものから、ここには出てきません。

○杉田委員 何をもって理解すればいいんですか。

○池ヶ谷市民部長 ですから、収納率で何%というふうに言った場合、全体としては現年課税分91.28、平成28年度、これが正しいです。ただし、国保改革のほうの運営方針でもって目標率の対象にしているのは、その中の一般被保険者の分の現年分だけという捉え方なものですから、その数字を答弁のほうではさせていただいております。これだとちょっと出てこないんですけども。

もう一つが、91%、クリアしているじゃないかというお話だったんですけども、目標率は91%でクリアをしています。標準保険料率を算定する際に用いる数字が、過去の3年間の同じ規模の被保険者の収納率の平均というふうにされています。それを見てくると、まだ正式な数字はないんですけども、過去2年ほどを見たりしたんですが、92%ぐらい、まだ焼津のほう1%ぐらいちょっと低いような状態であります。

○櫛田納税促進課長 齋藤委員から延滞金の件で御質問がありましたけれども、収納システム上、ちょっと人数で集計するのが難しいものですから、件数でお答えさせていただきました。

きますけれども、平成28年度につきましては4,867件です。

以上であります。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第19号「平成28年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分は賛成多数、認定すべきものと決定

○青島委員長 暫時休憩する。

休憩(15:31~15:34)

○青島委員長 会議を再開する。

認第24号「平成28年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 71ページのところですけれども、71ページの5、健康診査の実施状況を見ますと、平成24年から平成28年度の一覧がありまして、これは医師会に健康診査を委託されているということですが、1人当たりの検診委託料を見ますと、平成24年度と平成28年度を比べますと1.5倍ぐらいに、単価といいますか、1人当たりの健康診査料が上がっています。これはどのように、これは妥当なんでしょうか。

○橋ヶ谷保険年金課長 秋山委員の御質問ですけれども、検診には2種類ありまして、1つ目は個別検診、直接病院へ行って受診される場合、こちらは基本的な検診ですけれども、おおむね8,300円程度でございます。一方、もう一つが集団検診、集団で受けるというところで受診していただくと、基本的な部分ですけれども、6,700円程度になりまして、ここで2,000円弱差があります。あと、一方基本健診以外に眼底検査とか心電図とか、あと貧血検査とかオプションがあります。そういったところで、傾向としては皆さん、まず集団じゃなくて個別に医療機関へ行く方が大分ふえてきたというところで、まず単価が少し変わってきたということと、あと、健康需要というところで、基本的な検査だけではなくて、オプションを使う方が結構ふえてきたものですから、そういったところでいわゆる委託料はちょっとふえていますけれども、受診者数は委託料に比べるとちょっとふえてはいますけれども、微増というところが主な原因でございます。

○秋山委員 その方たちは、去年はこれを検査してもらったんだけど、ことしはこれを加えてみようとかなんだとかというふうにしてオプションをどんどん膨らませていったというのかなとか、想像はいろいろできるんですけれども、とはいえ単価がちょっと私、簡単に計算したらやっぱり1人当たり、平成24年は恐らく、ちょっと数字があれになってしまいましたが、1.5,6倍、これはやっぱりこのまま表を見ても平成24年度が受診者5,000人ちょっと、平成28年が6,000人ちょっとで、その支出額が倍近いというのは、これを見ると実際中身はどうだったんだということを調べていただければと思うんで



すけれども。

○池ヶ谷市民部長 委託料につきましては、健康増進課のほうも健康診査というのをやっています、医師会と毎年協議をしております。現場に私もそういう何回も出たことがあるんですけれども、診療報酬をもとにいろいろ話をするんですけれども、むしろ大分医師会さんのほうにお願いをして抑えているほうだというふうに私は今まで思っております。価格としては適正ではないかというふうに思っているものですから、恐らく標準の検査項目がふえたのではないかというふうに思っております。価格については毎年きっちり国のほうの基準といたしますか、そういうものにのっとって医師会と話をして適正にやっているものですから、ちょっと想像で申しわけないんですけれども、これだけふえているということは、審査項目、検査項目が少しふえたかなというふうに今思っているんですけれども、その辺、またちょっと調べさせていただいてまた回答させていただきますので、済みません。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第24号「平成28年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分は全会一致、認定すべきものと決定

○青島委員長 議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第2号)案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第2号)案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第46号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 先ほど質問した中で、年度末の基金の平成28年度のあれが2億六千万円幾らかという合計になって、それが合計になると6億8,000万円になるよという、その金額がここに、どこかに入っているんですかね。同じ金額がちょっと見えないもので。

○橋ヶ谷保険年金課長 内訳ですけれども、平成29年度の当初予算時に基金については9,845万円、当初ありました。今回の二次補正で本来当初予算では崩す予定だった1億6,498万6,000円を今回繰り越しに伴って取り崩しをやめたので、いわゆる当初持っていた9,845万円と二次補正で取り崩しをやめたものが1億6,498万6,000円ありますので、この2つを足したものが2億6,343万6,000円という、いわゆる平成28年度の年度末

の金額になります。

以上です。

- 杉田委員 わかりました。それが取り崩したものを、今度歳出のほうで基金に積み立てるよということでもいいですか。
- 橋ヶ谷保険年金課長 そうです。あわせて繰り越し部分もありましたので、そちらのほうで4億1,727万1,000円をこの2億6,343万6,000円に繰り越しもさらに足し込んで合計6億8,700万7,000円というものが今回の補正後の基金残高となります。
- 杉田委員 4億1,700万円を足して合計で6億8,000万円になるよということですよ。補正で入れておいて、来年度2月か何かの予算のときにそれを、それじゃ、そのうちの3億円を使って1万円、1世帯当たり下げますよというのはまた別の話で、今はこの補正の中で基金に入れるよという、そういうことでもいいですね。わかりました。了解です。
- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第46号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。  
これで本日の審査を終了とする。

閉会（16：00）